

I 有機農業の推進

1 有機農業の定義

(1) 有機農業推進法第2条

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

（定義）

第2条 この法律において「有機農業」とは、**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないこと**を基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(2) 有機農産物の日本農林規格

最終改正平成24年3月28日農林水産省告示第833号

（有機農産物の生産の原則）

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けること**を基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力(きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。)を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

2 有機農業の推進に係る概要

平成18年12月「有機農業の推進に関する法律」が成立・施行

平成19年4月「有機農業の推進に関する基本的な方針」を公表（農水省）

平成20年8月「鹿児島県有機農業推進計画」を策定・公表

平成26年4月「有機農業の推進に関する基本的な方針(改定)」を公表(農水省)

平成27年3月「鹿児島県有機農業推進計画」を改定・公表

項目	県「有機農業推進計画」 (平成27年3月改定)	国「有機農業の推進に関する基本的な方針」 (平成26年4月改訂)
1 有機農業の普及目標	概ね平成31年度までに	概ね平成30年度までに
取組面積	県の経営耕地面積に占める割合を1.3%にする	国の耕地面積に占める割合を倍増 (0.4%→1%)
消費者の理解増進 推進体制	生物多様性を保全する取組であること等を知る消費者の割合を50%以上にする 県内の全ての市町村に相談窓口を整備	左 同 ・ 都道府県の推進体制の整備率を100% ・ 市町村の就農相談体制の整備率を50%以上
2 推進に関する施策		
有機農業者等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者への就農支援 慣行農業からの転換等に対する支援 共同利用機械・施設の整備の支援 環境保全型農業直接支援対策の活用 有機JAS制度の情報提供等 	左 同
技術等の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の促進・体系化 研究開発成果の普及 	左 同
流通・販売の促進	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業者等への商談会情報の提供 有機JAS認証の取得推進等 	左 同
消費者の理解と関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体等による自主的な活動促進 有機JAS制度の消費者への普及啓発 	左 同
3 その他 必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や団体との連携 有機農業者等の意見の反映 	左 同
4 計画期間	平成27年度から概ね5年間	平成26年度から概ね5年間

3 鹿児島県における有機農業の取組状況

(1) 農家戸数, 栽培面積の推移

(単位: 戸, ha, %)

区分	H17. 10月 ①	H21. 10月	H23. 10月	H25. 10月	H27. 10月	H29. 5月	H30. 5月 ②	②/①
農家戸数	131	296	304	339	398	441	500	3.8倍
栽培面積	200	480	568	575	806	922	964	4.8倍

注1: 国調査(2年に1回)を受けて, 食の安全推進課がとりまとめた(市町村報告)

注2: 作物毎の農家戸数と作付面積を合計したもので, 家庭菜園は含まない。

注3: 有機JASを取得していないものも含む。

(2) 作物別の状況

(単位: 戸, ha, %)

区分		水稻・雑穀	野菜	果樹	茶	計
農家戸数	H30. 5月① (構成比)	73 (15)	155 (31)	20 (4)	252 (50)	500 (100)
	H29. 5月② (構成比)	91 (21)	177 (40)	18 (4)	155 (35)	441 (100)
	増減(①-②)	△ 18	△ 22	2	97	59
有機栽培 面積	H30. 5月③ (構成比)	111 (12)	230 (24)	21 (2)	603 (63)	964 (100)
	H29. 5月④ (構成比)	145 (16)	225 (24)	20 (2)	532 (58)	922 (100)
	増減(③-④)	△ 34	5	1	71	42
うち 有機JAS 取得面積	H30. 5月⑤ (構成比)	33 (4)	200 (27)	10 (1)	499 (67)	742 (100)
	H29. 5月⑥ (構成比)	60 (9)	172 (26)	7 (1)	415 (63)	654 (100)
	増減(⑤-⑥)	△ 27	28	3	84	88

注: 有機JAS面積は, 認証機関への聞き取りによる

(3) 県別有機JASほ場の面積

H29有機JASほ場の面積: 1位(北海道), 2位(鹿児島)

うち樹園地ほ場の面積: 1位(鹿児島), 2位(静岡)

(単位: ha, %)

注1 各年の4月1日現在の面積

	H26	H27	H28	H29						H27耕地面積 ②	有機JAS面積率 ①/②
				①	田	普通畑	樹園地	牧草地	その他		
北海道	2,493	2,502	2,450	2,694	125	1,800	23	744	2	1,146,000	0.235
秋田県	778	628	514	514	392	122	0	0	0	149,000	0.345
静岡県	180	194	191	233	12	38	183	0	0	67,100	0.347
熊本県	540	628	579	596	212	339	44	0	1	112,000	0.532
宮崎県	315	310	324	394	30	148	127	0	89	67,600	0.583
鹿児島県	426	459	599	702	57	210	432	0	2	120,400	0.583
合計	9,937	10,043	10,366	2,898	2,825	4,955	1,421	968	124	4,470,300	0.065

注2 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

注3 耕地面積は, 国が5年に1回調査(H27農林業センサスから引用)

資料 食品製造課調べ

4 有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）

（1）背景

農産物に「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていたことから、平成11年に改正されたJAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られました。

（2）有機JASの認定基準

品目	生産方法の主な基準
有機農産物	・ 播種・植付前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学合成肥料及び化学合成農薬は使用しない
	・ 堆肥等による土づくり
	・ 遺伝子組換え種苗は使用しない など
有機加工食品	・ 化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用は極力避ける
	・ 原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品
	・ 遺伝子組換え技術を使用しない など

注 有機JASの認定基準には、有機畜産物及び有機飼料がある。

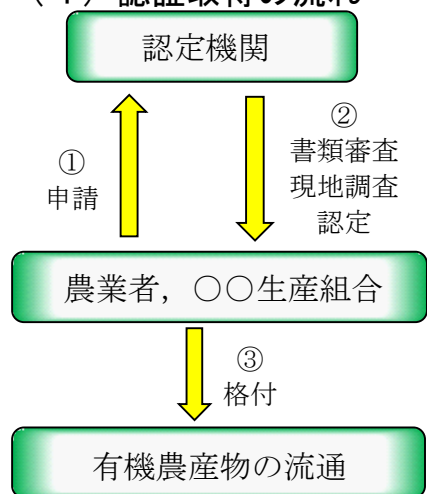
（3）表示ルール

農産物及び農産加工食品は、認定された事業者であり、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機」や「オーガニック」と表示できません。

- ・ 表示ルールを守らなければ、JAS法に基づき国から警告または罰金刑などがあります。



（4）認証取得の流れ



○ 認証の取得後も、

毎年、書類審査（年次生産計画・生産管理記録・格付実績）及び検査員の現地調査を受ける必要があります。

- ① 農業者等は、農林水産大臣から登録を受けた認定機関に申請を行います。
- ② 認定機関は書類審査を行い、検査員が現地以下を確認し、認定します。
 - ・ ほ場が有機の生産基準（有機JAS規格）を満たしていること
 - ・ 生産管理や生産管理記録の作成が適切にできていること
- ③ 生産工程が有機JAS規格に適合しているかを、農業者等が自ら判定し、合格した有機農産物を出荷します。

(5) 有機農産物を流通させる場合に必要な認証

区 分	有機農産物の 認証で生産可能	備 考
米・雑穀, 野菜, 果樹	○	—
茶		
生葉(荒茶 ^注)	○	—
仕上げ茶	×	有機加工食品の認証が必要

注 荒茶加工は、収穫直後に行わなければならないという理由で農産物のみの認証で有機表示が可能。

○ 小分け業者

有機農産物の流通においては、有機JASマークが付された大口の包装形態から小売り包装に小分けする場合がある。

小分け後も有機農産物として流通されるために、小分け業者はマークを再貼付する必要がある。

この業務を行うためには小分け業者の認証が必要。

(6) 有機認証制度の相互承認

- ・ 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。その国の有機認証を受けなければ「有機」と表示できない。
- ・ 一方、国家間で**有機同等性**が認められれば、自国の有機認証を相手国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。
- ・ 現在、EU、スイス、米国、カナダなどと有機農産物、有機農産物加工食品の認証制度について、相互承認している。

有機同等性なし：外国の有機認証機関からの認証が必要

手数料の支払, 英文申請資料の作成, 実地検査の受入

有機同等性あり：外国の有機認証機関からの認証が不要

手数料及び手続きの軽減

5 就農相談等に係る情報収集

(1) HPによる情報収集

分類	有機農業	部署	TEL	アドレス
国		農林水産省経営局 就農・女性課	03-3501-1962	http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/
	○	生産局農産部 農業環境対策課	03-3502-5951	http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/
		九州農政局 経営支援課	096-211-9111 (内線4541)	http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/syuunou/syuunou.html
		九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111 (内線4532)	http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/kankyou/kankyou.html
	○	農研機構中央農業 研究センター	029-838-8901	http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/press/laboratory/carc/080811.html
団体		全国農業会議所	03-6910-1121	https://www.nca.or.jp/Befarmer/
	○	有機農業参入促進 協議会	0558-79-1133	http://yuki-hajimeru.net/?page_id=1478
	○	鹿児島県有機農業 技術支援センター	0995-73-3511	http://yuki-hajimeru.net/?p=919
		鹿児島県農業・農村 振興協会	099-213-7223	http://www.ka-nosinkyonet/syunou/
		鹿児島県農業会議	099-286-5815	https://kago46.com/
県	○	食の安全推進課	099-286-2891	https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/nogyo/gizyutu/kankyo/index.html
	○	鹿児島県農業開発 総合センター	099-245-1125 (野菜) 0993-83-2811 (茶)	http://www.pref.kagoshima.jp/ag11/pop-tech/zenbu/0989.html

(2) 就農相談窓口

部署	所管区域	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局 農政普及課 日置市駐在	鹿児島市, 三島村, 十島村 日置市, いちき串木野市	鹿児島市小川町3-56 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-805-7373 099-273-3113
南薩地域振興局 農政普及課 指宿市十二町駐在	枕崎市, 南さつま市, 南九州市 指宿市	南さつま市加世田東本町8-13 指宿市十二町301	0993-52-1346 0993-22-6422
北薩地域振興局 農政普及課 出水市駐在 さつま町駐在	薩摩川内市 阿久根市, 出水市, 長島町 さつま町	薩摩川内市神田町1-22 出水市昭和町18-18 薩摩郡さつま町虎居704-2	0996-25-5532 0996-63-3115 0996-52-4514
始良・伊佐地域振興局 農政普及課 伊佐市駐在	霧島市, 始良市, 湧水町 伊佐市	始良市加治木町諏訪町12 伊佐市里53-1	0995-63-8214 0995-23-5127
大隅地域振興局 農政普及課 曾於畑地かんがい農業推進 センター農業普及課	鹿屋市, 垂水市, 東串良町 錦江町, 南大隅町, 肝付町 曾於市, 志布志市, 大崎町	鹿屋市打馬2-16-6 曾於市大隅町岩川5677	0994-52-2142 099-482-2547
熊毛支庁 農政普及課 屋久島事務所 農林普及課	西之表市, 中種子町, 南種子町 屋久島町	西之表市西之表7590 熊毛郡屋久町安房650	0997-22-0742 0997-46-2236
大島支庁 農政普及課 徳之島事務所 農業普及課 沖永良部島事務所 農業普及課	奄美市, 大和村, 宇検村 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町 徳之島町, 天城町, 伊仙町 和泊町, 知名町 与論町	奄美市名瀬永田町17-3 大島郡徳之島町亀津 7216 大島郡和泊町手々知名 134-1	0997-57-7274 0997-82-0323 0997-92-0164
本部相談所 (経営技術課)	—	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3260
新規就農支援センター (農業大学校)	—	日置市吹上町和田1800	099-245-1074
東京相談所 (東京事務所)	—	東京都千代田区平河町2-6-3	03-5312-9060
大阪相談所 (大阪事務所)	—	大阪市北区梅田一丁目3-1-900	06-6341-5618

